

糸魚川市災害時業務継続計画【概要】

●東日本大震災のような大規模災害による危機が発生した場合において、市民の生命・身体の安全、重要財産の保全などを進めるため、糸魚川市災害時業務継続計画を策定しました。

1 災害時業務継続計画の基本的な考え方

糸魚川市災害時業務継続計画（以下「災害時業務継続計画」という。）は、応急対策業務及び優先通常業務（以下「重要業務」という。）の実施に関する基本的な考え方、各部署の災害時業務継続計画の概要及び必要な体制整備について定めるものである。

- ① 大規模な危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「糸魚川市地域防災計画」等の計画に定められた応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 市民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない優先通常業務を継続する。
- ③ 上記①及び②に必要となる職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の資源を優先的に確保することとし、重要業務以外の通常業務については、休止・縮小する。その後、①及び②の継続に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2 災害時業務継続計画の対象となる重要業務

大規模な危機が発生し、市の庁舎の被災により、業務に必要な資源に制約が生じた場合、全業務を普段どおり実施することは難しいことから、それぞれの業務を分析し、休止・縮小による社会的影響が大きい業務を優先的に実施する必要がある。

そのため、全業務について、その業務を実施できないことによる影響度の観点から、業務影響分析を実施し、その影響分析を踏まえて、1. 発生直後（3日間程度）、2. 応急時（1週間程度）、3. 復旧時（1. 2カ月程度）に分けて重要業務を洗い出す。

表：影響度区分

区分	内 容
影響度大	○市民の生命・財産等に著しい影響が発生する業務 例：ライフライン・福祉医療施設・道路河川の維持 ○市の意思決定や重要業務の実施に必要な内部管理業務 例：災害対策本部機能・庁舎維持管理・庁内 LAN 等の維持
影響度中	○各種手続き、相談など、取扱いの方法を変更し対応する業務 例：窓口手続き、各種相談、広報発行
影響度小	○一時的に中断及び中止する業務 例：会議、要望、一般事務

※内閣府（防災担当）「中央省庁の業務継続ガイドライン・第1版（平成19年6月）」の基準を参考に作成

(1) 休止等による社会的影響の有無

- ア 市民の生命・安全の保持に支障があるか。
- イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

(2) 市の他の業務への影響の有無

休止・中断により、市機能や災害対策本部等の影響が大きい業務に支障があるか。

(3) 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

3 重要業務の洗い出し

上記2の業務分析を踏まえて、大規模な危機の発生時において、優先的に実施する重要業務の洗い出しを実施し、全ての課等において災害時業務継続計画概要を作成する。

4 業務執行体制の確保

大規模な危機が発生した場合、市の庁舎の被災、職員・家族の被災等により、業務執行体制に制約が生ずる可能性がある。

また、災害対策本部が設置された場合は、本部員が災害対策本部事務に従事することになるため、職員の参集体制、重要業務の実施に必要な人員を検討するにあたっては、この点を考慮する必要がある。

5 執務環境の確保

大規模な危機が発生した場合、市の庁舎が被災し、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な執務環境に制約が生ずる可能性があり、重要業務を実施するためにはこれらの資源の確保が必要となる。

この中では、特に執務スペース、通信手段、情報システム、電源等の確保が重要であり、利用できなくなった場合の対応も含めて明確にする必要がある。

6 今後の取組

業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではないため、継続的な改善が不可欠である。

大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、重要業務を実施するためには、各職員がそれぞれ、大規模な危機の発生時の対応を意識し、準備を進めておくことが重要である。

このため、職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、大規模な危機の発生に備えた訓練を実施し、業務継続計画等の実効性を確認する。